

様式 17-1 (社会福祉法人用・その他設置者用)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

住所

法人名

代表者職氏名

印

誓約書

本法人は、認可保育所整備事業者募集の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 本法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 本法人が児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号のいずれにも該当しないこと。
- 4 本法人及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
    - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
    - イ 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
    - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 5 本法人の経営担当役員が次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 市税等を滞納している者

様式 17-2 (新設法人用)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

住所 札幌市 区  
法人名 社会福祉法人 設立準備委員会  
代表者職氏名 設立代表者 印

誓約書

設立を予定している社会福祉法人〇〇は、認可保育所整備事業者募集の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 本法人の役員又はその長に就任する予定の者が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- 3 本法人が児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号のいずれにも該当しないこと。
- 4 本法人及びその役員等に就任する予定の者が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
    - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
    - イ 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
    - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - オ 就任を予定している役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 5 本法人の経営担当役員に就任予定の者が次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 市税等を滞納している者

様式 17-3 (認定こども園用)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

住所

法人名

代表者職氏名

印

誓約書

本法人は、幼保連携型認定こども園の整備に係る事前協議を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 本法人が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項に掲げる者に該当しないこと。
- 2 本法人が子ども・子育て支援法第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- 3 本法人の役員又はその長が子ども子育て支援法施行令第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 本法人及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
    - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
    - イ 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
    - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者